

平成30年3月

大治町農業委員会  
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

## 大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年3月20日（火）  
午前10時00分～午前10時30分
- 2 開催場所 大治町役場 第2会議室
- 3 出席者 10名
- 4 欠席委員 2名 ④山田恵子 ⑪成田照幸
- 5 議事日程

①	鈴木國一	②	若山善之	③	八神一朗		
⑤	吉田佐知枝	⑥	安井宗一	⑦	立松 稔	⑧	前田幹雄
⑨	横井久雄	⑩	吉田慎司			⑫	石川 隆

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の  
専決処理について

報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の  
専決処理について

### 6 農業委員会事務局職員

事務局長 三輪恒裕

事務局 鈴木昌樹

三谷修平

川合悠生

### 7 会議の概要

発言者	内容
<p>事務局長  会長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから農業委員会を始めます。会議に先立ちまして、鈴木会長から一言あいさつを頂きます。 (あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。 これより議事に入ります。進行につきましては、農業委員会会議規則第4条によりまして、会長にお願いしたいと思いますので、以後の取り回しをよろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今から平成30年第3回総会を開会します。それでは議事に入る前に大治町農業委員会会議規則第18条第2項に基づき、7番立松 稔 委員、8番 前田 幹雄 委員を議事録署名者に指名いたします。 それでは、議事に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、議案第2号、報告第6号、報告7号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p> <p>説明いたします。本日は、3条1件、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件、報告が4条4件、5条12件です。</p> <p>まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。</p> <p>番号1、受付年月日平成30年3月9日、権利の別、所有権、土地の所在 堀之内***番*、地目 田、地積3.30㎡、譲渡人***、譲受人***、申請の事由、受人の規模拡大。 申請書には、農作業従事日数***60日、妻***60日、母***100日、子***60日、子***60日と記入されています。</p> <p>以上の申請地の現場確認を行いましたところ、北と東の***番と***番の農地を***氏が耕作しており、今回の申請地は面積が非常に小さいことから申請地だけで耕作するのは難しく一体利用するとのことでした。</p>

下限面積の有無	有
申請者以外の耕作従事者	妻、母、子
農機具の有無	有
事情聴取の有無	有（農業を行う意思を確認）
許可申請地の状況	作付可能
指導事項	なし
その他特記事項	なし

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますが、一度ご審議いただきますようお願いいたします

続いて、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明します。

番号1、受付年月日 平成30年2月19日、相続人\*\*\*、被相続人\*\*\*、土地の所在 東條\*\*\*番、地目 田、地積408㎡、土地の所在 東條\*\*\*番、地目 田、地積597㎡です。

申請地の現場確認を行ったところ、農地として良好な状態で管理されていました。

以上のことから、申請者は申請地を農地として適切に管理しており、問題はないと判断できますが、一度ご審議頂きますようお願いいたします。

次に、報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成30年2月2日、処理年月日 平成30年2月14日、土地の所在 長牧\*\*\*番、地目 畑、地積664㎡、

届出者 \*\*\*、住宅建築予定です。現況については、東は宅地、西と南と北は道路です。

番号2、受付年月日 平成30年2月14日、処理年月日 平成30年2月22日、土地の所在 ハツ屋\*\*\*番\*、地目 畑、地積1008㎡、届出者 \*\*\*、住宅建築予定です。現況については、東と南は宅地、西は畑、北は水路です。

番号3、受付年月日 平成30年2月20日、処理年月日 平成30年2月27日、土地の所在 北間島\*\*\*番\*、地目 田、地積354㎡、届出者 \*\*\*持分2分の1、\*\*\*持分2分の1、駐車場に転用予定です。現況については、東と西は田、西は道路、北は雑種地です。

番号4、受付年月日 平成30年2月20日、処理年月日 平成30年3月5日、土地の所在 砂子\*\*\*番\*、地目 田、地積36㎡、土地の所在 砂子\*\*\*番\*、地目 田、地積234㎡、土地の所在 砂子\*\*\*番\*、地目 田、地積62㎡、届出者 \*\*\*、駐車場に転用予定です。現況については、\*\*\*番、東は畑、西は宅地、南は公園、北は道路です。\*\*\*番\*、東と西と北は雑種地、南は道路です。

次に、報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。

番号1、受付年月日 平成30年2月1日、処理年月日 平成30年2月13日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀\*\*\*番\*、地目 田、地積202㎡、譲渡人 (株)\*\*\*、譲受人 \*\*\*、住宅建築予定です。現況については、東は宅地、西は道路、南と北は田です。

番号2、受付年月日 平成30年2月2日、処理年月日 平成30年2月13日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧\*\*\*番、地目 田、地積319㎡のうち159.62㎡、譲渡人 (株)\*\*\*、譲受人 \*\*\*、住宅建築予定です。現況については、東は道路、西と南は水路、北は田です。

番号3、受付年月日 平成30年2月2日、処理年月日 平成30年2月13日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番\*、地目 田、地積264㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人\*\*\*、住宅建築予定です。現況については、東と西と南は道路、北は宅地です。

番号4、受付年月日 平成30年2月2日、処理年月日 平成30年2月13日、権利の別 所有権、土地の所在 花常\*\*\*番\*、地目 田、地積141㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人\*\*\*(株)、住宅建築予定です。現況については、東と南は田、西は道路、北は宅地です。

番号5、受付年月日 平成30年2月5日、処理年月日 平成30年2月14日、権利の別 所有権、土地の所在 花常\*\*\*番\*、地目 田、地積20㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人\*\*\*、住宅敷地の一部です。現況については、東は雑種地、西は道路、南は田、北は宅地です。

番号6、受付年月日 平成30年2月8日、処理年月日 平成30年2月14日、権利の別 所有権、土地の所在 花常\*\*\*番\*、地目 田、地積341㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人\*\*\*(株)、住宅建築予定です。現況については、東は雑種地、西は道路、南は宅地、北は田です。

番号7、受付年月日 平成30年2月9日、処理年月日 平成30年2月20日、権利の別 所有権、土地の所在 堀之内\*\*\*番\*、地目 田、地積26㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人\*\*\*、共同住宅建築予定です。現況については、東は田、西は宅地、南は道路、北は赤道です。

番号8、受付年月日 平成30年2月14日、処理年月日 平成30年2月22日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番\*、地目 田、地積859㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人(株)\*\*\*、賃貸駐車場に転用予定です。現況については、東と北は宅地、西と南は道路です。

番号9、受付年月日 平成30年2月20日、処理年月日 平成30年2月28日、権利の別 使用貸借権、土地の所在 長牧\*\*\*番、地目 田、地積299㎡、貸人(株)\*\*\*、借人\*\*\*、自己用住宅建築予定です。現況については、東は道路、西は宅地、南は田、北は水路です。

番号10、受付年月日 平成30年2月22日、処理年月日 平成30年3月5日、権利の別 所有権、土地の所在 長牧\*\*\*番、地目 畑、地積397㎡、譲渡人\*\*\*持分3分の1、\*\*\*持分3分の1、\*\*\*持分3分の1、譲受人\*\*\*(株)、住宅建築予定です。現況については、東と西は畑、南は宅地、北は水路です。

番号11、受付年月日 平成30年2月23日、処理年月日 平成30年2月28日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀\*\*\*番、地目 田、地積155㎡、譲渡人(株)\*\*\*、譲受人\*\*\*、住宅建築予定です。現況については、東と西と北は田、南は道路です。

番号12、受付年月日 平成30年2月22日、処理年月日 平成30年3月5日、権利の別 所有権、土地の所在 西條\*\*\*番、地目 田、地積1457㎡、譲渡人\*\*\*、譲受人(株)\*\*\*、宅地分譲予定です。現況については、東は道路、西と北は水路、南は宅地です。

説明は以上です。

会長

ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び意見のある方の発言を許可します。

(質疑なし)

会長

他に質疑及び意見もないようですので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、承認するものとします。

会長	<p>続いて、議案第2号相続税の納税猶予に関する適格者証明について採決したいと思います。原案どおり認めることに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第2号については、承認するものとします。</p> <p>以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわたりますして、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。</p> <p>連絡事項の説明を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は4月24日を予定しております。その際、3月分の農業委員活動記録簿を持参頂きますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

鈴木 國一

(委 員)

立松 稔

(委 員)

前田 幹雄